

食育推進ボランティア養成実施要領

平成 22 年 4 月 1 日制定
平成 23 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
令和 5 年 4 月 1 日一部改正

[保健福祉部保健所健康づくり課]

1 総則

この要領は、郡山市(以下「市」という。)が募集する食育推進ボランティア(以下「ボランティア」という。)の登録及び養成に関する事項について必要な事項を定めるものとする。

2 目的

市民に「食」の大切さを伝え、食育の推進を図るため、食育の普及啓発や食育活動の支援に協力するボランティアを食育推進ボランティアとして登録し、養成する。

3 ボランティアの活動内容

活動内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 学校、幼稚園、保育所、そのほかの団体(子育てサークルや子ども会、市民グループ等)の要請に対する、食育の講座(講話、実習)の実施
- (2) 食育に関する相談
- (3) 食育に関するイベント等の支援
- (4) その他食育に関する普及啓発

4 ボランティアの条件

ボランティアとなる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 18 歳以上の者であること(高校生は除く。)
- (2) 郡山市食育推進計画の趣旨に賛同し、市内で食育推進活動を行うことが可能であること。
- (3) 市の研修会に参加が可能であること。
- (4) 市の要請に応じボランティアとして協働することが可能であること。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないこと。
- (6) 特定の国、団体、企業等に対し、違法行為又は誹謗・中傷を行わないこと。
- (7) ボランティア活動中に知り得た個人情報(個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。)、機密情報を開示もしくは漏洩し、活動以外の目的に利用しないこと。

5 登録の手続き

- (1) 4 の各号の条件を満たし、ボランティアとして活動を希望する者は、食育推進ボランティア登録申込書(様式 1)を提出するものとする。
- (2) 前項に規定する申し込みがあったときは、市は、選考・決定の上、ボランティアとして認定し、登録する。
- (3) ボランティアとして登録されたものには、「食育推進ボランティア認定証」(様式 2)を交付する。

6 登録の取り消し

市は、ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) ボランティアから登録の取り消しの申し出があったとき。
- (2) ボランティア及び市の信用を失墜する行為、活動上知り得た秘密の漏洩などボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき。
- (3) 病気、連絡不能、その他の理由により活動ができないと客観的に認められるとき。
- (4) その他、市が不適格と認めたとき。

7 認定証の返還

6の規定により登録を取り消した場合、ボランティアは既に交付を受けた認定証を速やかに返還しなければならない。

8 再登録

6の規定により登録を取り消した場合においても、市は、特段の理由があると認める場合には、ボランティアの再登録を行うことができる。

9 定員

ボランティアの定員は40名程度とする。

10 公募

- (1) 市は、定員の空き状況に応じて、ボランティアの公募を行うことができる。
- (2) 公募は、市ウェブサイト、広報等で行う。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式 1

食育推進ボランティア登録申込書

年 月 日

郡山市長 様

食育推進ボランティアとして活動したいので、登録を申し込みます。

ふりがな		生年月日
氏名		年 月 日
住所	〒 -	
連絡先	自宅：() - 携帯： - - 連絡の取れる時間 (: ~ :)	
職業		
資格・特技など (自動車運転免許 含む)		
主な交通手段	自家用車 ・ 自転車 ・ 公共交通機関 ・ その他 ()	
活動可能日 (活動可能な曜日の 時間を○で囲む または 時間を記入する)	月	午前 ・ 午後 ・ その他 (: ~ :)
	火	午前 ・ 午後 ・ その他 (: ~ :)
	水	午前 ・ 午後 ・ その他 (: ~ :)
	木	午前 ・ 午後 ・ その他 (: ~ :)
	金	午前 ・ 午後 ・ その他 (: ~ :)
	土	午前 ・ 午後 ・ その他 (: ~ :)
	日	午前 ・ 午後 ・ その他 (: ~ :)
食育活動及び ボランティア 活動歴		
食育推進ボランティア養成実施要領に記載されている 「4 ボランティアの条件」をすべて満たしていますか。	はい ・ いいえ	

※この登録申込書に記載された個人情報は、市が適切な管理・保護に努め、食育推進ボランティアの運営・活動に関する以外で利用することはありません。



食育推進ボランティア認定証

〇〇 〇〇 様

あなたを食育推進ボランティア養成
実施要領の規定により、食育推進ボ
ランティアとして認定します。



〇〇年〇月〇日

郡山市長